

令和4年3月から適用する吉野川市公共工事設計労務単価 の運用に係る特例措置について

吉野川市では、令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「新労務単価」という。）について、令和4年3月1日以降起案する設計書より運用を行っています。しかしながら、3月1日以降契約する工事等について、令和3年度公共工事設計労務単価及び設計業務委託等技術者単価（以下「旧労務単価」という）にて積算を行っている工事等もあることから、下記のとおり特例措置を定めましたのでお知らせします。

記

1. 措置の概要

新労務単価の改定に伴い、2に定める吉野川市が発注する建設工事又はそれに伴う委託業務（以下「建設工事等」という。）の受注者は、吉野川市公共工事標準請負契約約款第60条、吉野川市委託業務標準請負契約約款第57条及び吉野川市公共建築設計・監理業務委託契約約款第36条の規定に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

2. 具体的な取扱

令和4年3月1日以降に契約を締結する建設工事等のうち、3月改定前の旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものについては、次の方式により算出された請負代金額に契約変更を行うことができます。

$$\text{変更後の請負代金額（業務委託料）} = P \text{ 新} \times k$$

この式において、P 新及びkは、それぞれ以下を表すものとする。

P 新：新労務単価及び当初契約時点の物価（契約時点の最新設計単価）
により積算された変更設計額

k：当初契約の落札率

3. その他

発注者は、受注者から1の変更請求があった場合、対象工事等の請負代金額の変更協議を行います。

詳しくは、発注担当課及び建設部監理課までお問い合わせください。

吉野川市建設部監理課
TEL 0883-22-2252